

里帰りした水前寺菜が初収穫

11月5日水前寺成趣園で水前寺菜が初収穫されました。園内の水前寺菜は、9月26日に水前寺菜づくりの会（徳永廣敏会長）と水前寺の地域住民らでつくる水前寺活性化プロジェクト（永野陽子代表）が植え付け、古荘俊夫町農指導員が肥料や水やりの指導を行っていました。初収穫には約20人が参加。徳永会長は「255年ぶりに水前寺に里帰りした水前寺菜は、とてもよくできていました」と水前寺菜の初収穫を喜びました。



初収穫された水前寺菜を手取る永野代表（左）らと徳永会長（中央）



部会員と給食を食べる児童たち

おいしいナスをありがとう

11月4日、吉無田高原野菜振興会ナス部会（牛嶋清一会長、8人）から、町内の小中学校へナス約60kgが贈られました。翌日、七滝中央小学校（木屋秀章校長、82人）に、同部会員を招待し、児童と一緒にナスを使った給食を食べました。牛嶋会長は「大変おいしいナスです。元気になるようたくさん食べてください」と挨拶。6年生の井藤天馬くんは「いつもナスは食べないけど、今日食べたナスはとてもおいしかった」と話しました。

40年ぶりのユニフォーム

11月8日御船高校で、サッカー部とサッカー部OBとのミニゲームが行われました。サッカー部は、機械科と電気科が新設された昭和38年に同好会として発足。39年から部としてスタートしています。約40年ぶりに、ユニフォームを着てグラウンドに立ったOBは、後輩たちとサッカーを楽しみました。参加した1期生から5期生までのOBたちは、「今後は、さらに輪を広げて多くのサッカー部OBたちとサッカーを楽しみたい」と話しました。



後輩たちとサッカーを楽しんだOBたち

新館開館 15万人突破

11月8日、町恐竜博物館で来館者15万人記念式典が行われました。15万人目の来館者となったのは、熊本市に住む道喜順夫さん・町子さん夫妻と、菊陽町に住む孫の林健士郎くん。健士郎くんを驚かせようと、行先を内緒にして博物館に来たと話す道喜さんは「恐竜公園の恐竜や博物館前のティラノサウルスを見たときはびっくりしていましたが、とても喜んでいました。博物館も楽しんでいこうと思います」と話しました。



増永館長と一緒にくす玉を割る、道喜さん夫妻と健士郎くん

高額療養費制度が改正されます

町民保険課保険係 ☎282-1113

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、一カ月間に自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。高額療養費では、年齢や所得に応じて、本人が支払う医療費の上限が定められています。

平成27年1月より、70歳未満の所得区分が細分化

され、算定基準額の判定方法が変わります。70歳から74歳までの自己負担限度額は変更ありません。

70歳未満で、平成26年8月以降に「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請された人には、平成27年1月1日から使用できる認定証を12月中に郵送します。

●平成26年12月までの高額療養費制度の所得区分および自己負担限度額

区分	所得要件 ※基礎控除後の所得	自己負担限度額（月額）	
		年間3回目以内	4回目以降
上位所得	600万円超	150,000円 ※医療費が50万円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	83,400円
一般	600万円以下	80,100円 ※医療費が26.7万円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	44,400円
低所得	住民税非課税	35,400円	24,600円



●平成27年1月以降の高額療養費制度の所得区分および自己負担限度額

所得要件 ※基礎控除後の所得	自己負担限度額（月額）	
	年間3回目以内	4回目以降
901万円超	252,600円 ※医療費が84.2万円を超えた場合は超えた額の1%を加算	140,100円
600万円～901万円以下	167,400円 ※医療費が55.8万円を超えた場合は超えた額の1%を加算	93,000円
210万円～600万円以下	80,100円 ※医療費が26.7万円を超えた場合は超えた額の1%を加算	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円

出産育児一時金が改正されます

出産育児一時金とは、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。国民健康保険の加入者が出産した場合、世帯主に支給されます。

●平成27年1月以降の出産育児一時金

産科医療補償制度対象外の出産および妊娠週数12週以上22週未満の死産・流産の場合の出産育児一時金

平成26年12月31日生まれまで	平成27年1月1日生まれから
390,000円	404,000円

14,000円増額になります。